

三重県建設工事執行要領

三重県建設工事執行要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部の所掌に係る建設工事の執行手続きについて、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号、以下「会計規則」という。）三重県事務決裁及び委任規則（昭和62年三重県規則第22号、以下「委任規則」という。）三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号、以下「執行規則」という。）及び三重県建設工事検査規則（昭和40年三重県規則第81号、以下「検査規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 工 事 執行規則第2条に規定する工事をいう。
- (2) 本庁契約工事 委任規則第3条に規定する本庁において決裁又は専決する事項に係る工事をいう。
- (3) 専決工事 委任規則第5条に規定する地域機関において専決する事項に係る工事をいう。
- (4) 部長 三重県部制条例（平成10年三重県条例第1号）第1条に規定する部局の長をいう。
- (5) 事業課長 本庁契約工事を所掌する課の長をいう。
- (6) 事業主管課長 当該事業を所掌する本庁の課の長
- (7) 地域機関の部長 三重県行政機関設置条例（平成10年三重県条例第2号）第2条に規定する部の長をいう。
- (8) 監督員 会計規則第86条の規定に基づき監督を行う者をいう。

第2章 設計図書の作成

(予算の割当)

第3条 部長は、当該年度の予算を決定したとき及びその内容を変更したときは、必要に応じ、予算割当内示表（第1号様式の1及び第1号様式の2）により地域機関の部長に通知するものとする。

2 地域機関の部長は、前項の予算の決定に従って適切な事業の遂行に努めなければならない。

(事業施行の決定)

第3条の2 部長は、当該年度の工事施行箇所を決定したとき及びその内容を変更したときは、施行箇所枠付工事費等調査（第1号様式の3及び第1号様式の4）により地域機関の部長に通知するも

のとする。

この場合において、事業内容により予算額を枠配分されたものについての施行箇所の決定は地域機関の部長が行うものとする。

2 地域機関の部長は、前項の施行箇所の決定に従って適切な事業の遂行に努めなければならない。

(施行箇所等の変更)

第4条 地域機関の部長は、前条の規定により決定された箇所又は箇所指定額(前条第1項後段に規定する場合及び別に定める場合は除く。)を変更して施行しようとするときは、事業主管課長と協議を行わなければならない。

(設計図書の作成及び設計変更要領)

第5条 地域機関の部長は、第3条又は第3条の2の決定の通知があったときは、工事設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)をその工事内容を変更しようとするときは、変更設計図書を作成しなければならない。

2 設計変更の要領については、別に定めるものとする。

(施行伺)

第6条 地域機関の部長は、本庁契約工事を施行しようとするとき又は工事現場の状況その他の事情により設計の変更を必要と認めたときは、工事施行(設計変更)伺(第2号様式)に設計図書を添えて、知事(委任規則第3条又は第5条の規定に基づき専決事項とされているときは、その専決者以下同じ。)の決裁を受けなければならない。

2 前項の場合において、地方自治法施行令(昭和22年制令第16号)第167条の2第1項の規定により随意契約によることが適当であると認められるときは、その理由を付するものとする。

3 地域機関の部長は、本庁契約工事について第1項に規定する決裁を受けようとするときは、関係書類を事業課長へ送付しなければならない。

(工事施行通知)

第7条 事業課長は、前条第3項の規定により送付を受けたものについて同条第1項の規定による決裁を終えたときは、工事施行(変更)決定通知書(第3号様式)により地域機関の部長に通知しなければならない。

第3章 契約の締結

(入札者の選定)

第8条 地域機関の部長は、入札指名業者の決定について委任規則に規定する部長の専決事項に係る工事の指名競争入札を執行しようとするときは、会計規則第61条に基づき入札指名者(随意契約における見積書を含む。)を選び、また、一般競争入札若しくは公募型指名競争入札を執行するときは、入札参加届出書を審査したうえで、入札指名者内申書(第4号様式)により事業課長を経由し

て部長に内申しなければならない。

- 2 部長は、前項の内申があったときは、別に定める指名審査会要領の定めるところにより入札指名者を決定し、地域機関の部長に通知するものとする。

(予定価格調書の作成)

第9条 知事は、本庁契約工事の施行を決定したときは、予定価格調書(第5号様式)を作成し、封書にして封印のうえ地域機関の部長に送付するものとする。

(入札の執行)

第10条 地域機関の部長は、第8条第2項の規定による通知を受けたときは、入札指名通知書(第6号様式)により入札指名者に通知するとともに、入札を執行しなければならない。

- 2 入札について必要な事項については、別に定めるものとする。
- 3 入札を執行した場合及び見積書を徴した場合(随意契約による場合に限る。)は、入札(見積)結果調書(第7号様式)によりその結果を記録しなければならない。

(落札者の決定等)

第11条 地域機関の部長は、本庁契約工事に係る入札の結果、落札者が決定したときは、入札(見積)結果調書に入札書及び予定価格調書を添えて事業課長へ送付しなければならない。

(契約の締結)

第12条 地域機関の部長は、本庁契約工事に係る契約書が提出されたときは、内容を審査のうえ、適当と認めたときは事業課長へこれを送付しなければならない。

- 2 事業課長は、前項の規定による契約書の送付をうけたときは支出負担行為決議書(第8号様式)により決議の手続を終えた後速やかに契約書により契約又は変更契約を締結しなければならない。
- 3 事業課長は、本庁契約工事に係る契約が締結されたときは、地域機関の部長を經由して契約書を請負者に送付しなければならない。

(工事変更契約の協議)

第13条 地域機関の部長は、第7条の工事施行変更決定通知を受けたときは、工事変更契約協議書(第9号様式)により請負者との間で協議を行い、変更契約書を提出させなければならない。

第4章 工事の施行

(監督員の選任)

第14条 地域機関の部長は、監督員を選任又は変更したときは、工事監督命令書(第10号様式)を監督員に交付しなければならない。

この場合において、監督員を2名以上選任したときは、それぞれの職務権限を明確にしなければならない。

- 2 地域機関の部長は、監督員を選任又は変更したときは、遅滞なく監督員選任(変更)通知書に

より請負者に通知しなければならない。

(監督の方法)

第15条 前条の規程により監督員に選任されたものは、別に定める建設工事監督要領に基づいて工事の監督を行わなければならない。

(工事区域の引渡し)

第16条 地域機関の部長は、請負条約が締結されたときは、速やかに請負者に当該工事区域を引き渡さなければならない。

(下請負の届出)

第17条 地域機関の部長は、請負者が工事の一部を下請負させる場合においては、三重県公共工事共通仕様書の定めるところにより部分下請負通知書等を提出させるものとする。

2 地域機関の部長は、前項の場合において、下請負業者又は下請負させることが工事施行に著しく不相当であると認めその変更を求めるときは、部分下請負者変更通知書(第11号様式)により行わなければならない。

(工事の一時中止、再開)

第18条 地域機関の部長は、本庁契約工事について工事を中止又は中止された工事を再開する必要があると認めるときは、工事施行一時中止(再開)伺(第12号様式)により知事の決裁を受けなければならない。

2 事業課長は、工事の中止又は中止工事を再開することが決定されたときは、工事施行一時中止(再開)通知書により、地域機関の部長を経由して請負者に通知しなければならない。

3 地域機関の部長は、前項の場合においては、請負者から工事施行一時中止(再開)承諾書及び変更工程表を提出させ、事業課長へ送付しなければならない。

4 第6条第3項の規定は、第1項の規定により知事の決裁を受ける場合に準用する。

(工期の延長)

第19条 地域機関の部長は、本庁契約工事について、請負者から工期延長願いが提出されたときは、延長の理由を調査のうえその理由があると認めるときは延長日数について請負者と協議し、延長日数が当初契約工期の3分の1を上廻るときは、工期延長伺(第13号様式)に工期延長願を添えて知事の決裁を受けなければならない。

2 地域機関の部長は、前項の規定による協議において、1工事を通じ当初契約工期の3分の1以内の日数を延長したときは、工事施行期限延長報告書(第14号様式)を事業課長に送付するとともに、その写を総括検査監に送付しなければならない。

3 地域機関の部長は、前2項の場合において、工期を延長する理由が請負者の責に帰すべきものであると認めるときは、契約書の条項に基づく損害金納付承諾書(第15号様式)を提出させなけ

ればならない。

- 4 事業課長は、工期が延長されたときは、工事延長通知書により地域機関の部長を経由して請負者及び公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）に通知しなければならない。
- 5 地域機関の部長は、前項の場合においては請負者から変更契約書及び変更工程表を提出させ、事業課長に送付しなければならない。
- 6 第6条第3項の規定は、第1項の規定により知事の決裁を受ける場合に準用する。
（工事の履行請求）

第20条 地域機関の部長は、本庁契約工事について請負者が執行規則第5条に規定する保証金額を請負代金額の10分の3以上とする工事履行保証証券を提供している場合において、工事が請負者によって完成される見込みがなく保証人に代替履行請求することが適当であると認めたときは、工事代替履行請求伺（第16号様式）により知事の決裁を受けなければならない。

- 2 事業課長は、前項による保証人に対する代替履行請求が決定されたときは、地域機関の部長を経由して保証人に代替履行請求書兼債権譲渡承諾書を、請負人に代替履行請求通知書兼債権譲渡承諾通知書を送付しなければならない。
- 3 地域機関の部長は、本庁契約工事について保証人から代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書が提出されたときは、代替履行業者選定伺（第16号様式の3）により知事の決裁を受けなければならない。
- 4 事業課長は、前項による代替履行業者が決定されたときは、地域機関の部長を経由して保証人に代替履行業者選定承諾書兼債権譲渡承諾書を送付するとともに、前払金を支払っている場合については前払金保証の保証事業会社に工事完成請求通知書（第16号様式の5）を送付しなければならない。
- 5 地域機関の部長は、本庁契約工事について保証人及び代替履行業者から代替履行承諾書が提出されたときは、事業課長に送付しなければならない。
- 6 第6条第3項の規定は、本条の規定により知事の決裁を受ける場合に準用する。

（契約の解除）

第21条 地域機関の部長は、本庁契約工事について工事の契約を解除する必要があると認めるときは、請負契約解除伺（第17号様式）に出来高調書を添えて知事の決裁を受けなければならない。

- 2 事業課長は、契約の解除が決定されたときは、地域機関の部長を経由して請負者に請負契約解除通知書を送付するとともに、前払金を支払っているときは前払金保証の保証事業会社に請負契約解除通知書（第17号様式の3）を送付しなければならない。
- 3 事業課長は、別表の区分により精算額を確定したときは、請負者には精算通知書（第18号様式）

前払金保証の保証事業会社には前払保証金請求書（第19号様式）により通知するものとする。

- 4 事業課長は、契約の解除が決定され次の各号に該当するときは、保証金（保険金）請求書（第19号様式の2）に請負契約解除通知書の写しを添付し、それぞれ当該各号に定める保証人等に対し、違約金（ただし、補償金額が違約金の金額未満の場合には保証金額とする。）を請求するものとする。

なお、第1号に該当する場合には、請負契約解除通知書（第19号様式の3）についても当該保証事業会社に別途送付するものとする。

- (1) 会計規則第74条第2項第4号に規定する保証事業会社の保証を契約保証金に代えて提供している場合 当該保証事業会社
- (2) 会計規則第74条第2項第4号に規定する金融機関等の保証を契約保証金に代えて提供している場合 当該金融機関等
- (3) 会計規則第75条第1号に規定する履行保証保険契約を締結し、契約保証金を免除している場合 当該保険会社
- (4) 会計規則第75条第2号に規定する工事履行保証契約を締結し、契約保証金を免除している場合 当該保険会社

- 5 第6条第3項の規定は、第1項の規定により知事の決裁を受ける場合に準用する。

（工事目的物の引渡し）

第22条 地域機関の部長は、工事完成検査終了後、直ちに請負者から工事目的物引渡書を提出させ、当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

第5章 雑則

（書類の進達）

第23条 地域機関の部長は、本庁契約工事について次の各号に掲げる書類が提出されたときは、副申書（第20号様式）を添付して事業課長へ送付するものとする。

- (1) 天災等による損害通知書
- (2) 請負代金代理受領承諾書
- (3) 工事譲渡承継承諾申出書
- (4) 協議書

- 2 事業課長は、前項に掲げる事項について措置が決定されたときは、所定の様式により地域機関の部長を経由して請負者に通知しなければならない。

（書類の送付）

第24条 地域機関の部長は、本庁契約工事について次の各号に掲げる書類が提出されたときは、事業課長に送付しなければならない。

- (1) 前金支払請求書
- (2) 請負代金 (部分金支払) 請求書
- (3) 委託業務完成報告書
- (4) 委託業務補正完了報告書
- (5) 指定部分引渡書

2 地域機関の部長は、請負者から次の各号に掲げる書類が提出されたときは、総括検査監に送付しなければならない。

この場合において、本庁契約工事については、その写を事業課長に送付するものとする。

- (1) 出来高部分 (中間) 検査要求書
- (2) 工事完成報告書
- (3) 指定部分完成報告書

3 事業課長は、第18条から第21条及び第23条(第1項第2号に掲げるものを除く。)に規定する事項に係る決定が行われたときは、請負者等に対して送付する各通知書等の写を総括検査監に送付しなければならない。

(工事整理簿)

第25条 地域機関の部長は、工事施行箇所ごとに工事整理簿(第21号様式)を作成しなければならない。

この場合において、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく工事については、同法施行規則第11条に規定する工事台帳をもってこれにかえることができる。

(準 用)

第26条 専決工事の執行について、この要領に定めのない事項については、本庁契約工事にかかる規定に準じ地域機関の部長において処理しなければならない。

この場合において、第18条から第21条及び第23条(第1項第2号に掲げるものを除く。)に規定する事項に係る決定を行ったときは、請負者等に対して送付する各通知書等の写を総括検査監に送付しなければならない。

2 本庁各課において、直接施行する工事の執行については、この要領に準じて処理するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年2月1日から施行する。

第1号様式の2

平成 年度 (予算種別) (事業目) 第 回枠付 予算割当内示表(年度別予算額内訳表)
 (細事業目)

執行課所名

(単位:円)

予算管理単位区分	費目区分	年度	年度	年度	年度	年度	計	備 考
	事	工 事 費						
	業	事 務 費						
	費	計						
	事	工 事 費						
	業	事 務 費						
	費	計						
	事	工 事 費						
	業	事 務 費						
	費	計						
	事	工 事 費						
	業	事 務 費						
	費	計						

年度 施行箇所枠付工事費等調書

第 回		枠付年月日 年 月 日					執行課所									
科目(予算目) 事業目	細目 細々目 種別	工事 番号	地区又は 箇所名	施行場所 (自) (至)			枠付事業費			の 内 訳					摘 要	
				郡市町村	大字	字	前回迄	今回	計	費 目		財 源				
										工事費	事務費	国 費	負担金	県 費		

第2号様式

起案	年 月 日	分類記号	保存期間	決裁区分	
決裁	年 月 日		年		
第 年 号 月 日		長			
工事施行 決定 通知書	日 付	文書番号	発送年月日	起案課及び起案者	
決 裁					
標 題	工 事 施 行 伺				
施 行 年 度	年 度	工 事 名			
工 事 番 号	第 年 度 第 分 号	工 事 場 所	地 内		
予 算 額	円		工 期	執行 方法	
実 施 設 計 額					
円					
備 考	内 { 価格 円 消費税及び地方消費税相当額(官積) 円(%として算出)				
支 出 科 目	事業目 細目 細々目 種別 節				

施行番号

第2号の2様式

		分類記号	保存期間	決 裁 区 分		
			年			
起 案	年 月 日	起 案 者				
決 裁	年 月 日					
決 裁						
標 題	工 事 施 行 伺					
施 行 年 度	年 度	工 事 名				
工 事 番 号	年 度 第 分 号	工 事 場 所	地 内			
予 算 額	円		工 期		執 行 方 法	
実 施 設 計 額						
円						
備 考	内 { 価格 円 消費税及び地方消費税相当額(官積) 円(%として算出)					
支 出 科 目	事業目 細目 細々目 種別 節					

施行番号

第2号様式

起 案	年 月 日	分類記号	保存期間	決 裁 区 分	
決 裁	年 月 日		年		
第 年 号 月 日		長			
工事施行 決定 通知書	日 付	文書番号	発送年月日	起案課及び起案者	
決 裁					
標 題	工 事 変 更 施 行 伺				
施 行 年 度	年 度	工 事 名			
工 事 番 号	年 度 第 分 号	工 事 場 所	地内		
予 算 額	円		工 期	執行方法	
実 施 設 計 額 変 更 設 計 額		元 請 負 額 新 請 負 額		差 引	
円		円		円	
備 考					
支 出 科 目	事業目 細目 細々目 種別 節				

施行番号

第2号の2様式

		分類記号	保存期間	決 裁 区 分			
			年				
起 案	年 月 日	起 案 者					
決 裁	年 月 日						
決 裁							
標 題	工 事 変 更 施 行 伺						
施 行 年 度	年 度	工 事 名					
工 事 番 号	年 度 第 分 号	工 事 場 所	地 内				
予 算 額	円		工 期		執 行 方 法		
実 施 設 計 額 変 更 設 計 額		元 請 負 額 新 請 負 額			差 引		
円		円			円		
備 考							
支 出 科 目	事業目 細目 細々目 種別 節						

施行番号

工事（変更）施行決定通知書

第 号
年 月 日

様

県土整備部 長

下記のとおり工事（変更）施行が決定されたので通知します。

記

施行年度	年度	工事名					工期	日間 月 日限り
工事番号	第 号	工事場所	郡市	町村	大字	地内		元期限通り 元期限より 日延長
実変	施設計額	元新	請負額	差引増減			執行方法	指名競争入札 随意契約 直営 元請負人と変更契約
額	額	額	額	円				
	円		円	円				
備考								

事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。

- (2) 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取り扱うものとする。

入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出は必要としない。

代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出すること。

なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。

- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (4) 入札回数は、原則として1回を限度とする。

- (5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。

- (6) 落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。

- (7) 三重県低入札価格調査実施要領第3条に定める調査基準価格を下回る入札が行われた場合は次のとおり取り扱うものとする。

落札決定を保留し、同要領に基づき調査を実施する。

この場合、基準価格を下回った入札を行った者は、上記調査に協力するものとする。

なお、一般土木工事、建築工事の場合は、同要領別表2に規定する見積内訳の検討に係る判断基準項目をすべて満たしていない者は失格とする。

上記調査の結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合には、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならず、次順位者について判断する。

次順位者が、基準価格を下回った入札であった場合は、上記により調査して判断し、予定価格以下で基準価格以上の入札であった場合は、落札者として決定する。

上記により、落札者が決定した場合は、入札参加者全員にその旨連絡する。

- (8) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とする。

入札に参加する資格のない者が入札したとき。

入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。

入札者が他人の入札の代理をしたとき。

入札に際し連合等の不正行為があったとき。

入札保証金の額が三重県会計規則第68条第1項に規定する額に満たないとき。

入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。

金額を訂正した入札をしたとき。

記名、押印を欠く入札をしたとき。

誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。

入札の際、一人だけで他が全部不参加であったとき。

その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

- (9) 次の各号の一に該当するときは、その者は失格とする。

入札金額が、最低制限価格を下回る入札をしたとき。

その他入札の執行を妨げたとき。

- (10) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穩の行動をなす等の場合において、

施行番号

入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(11) 入札を辞退する場合は次により取り扱うものとする。

指名を受けた者は、入札書を投函するまでは、入札を辞退することができる。

なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、電話等により辞退を届け、後日、必ず入札辞退届を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(12) 入札の際に工事費内訳書（見積書）の提示を求めます。提示がない場合は、当該入札に参加できない。

また、発注者は必要があると認められるときは、工事費内訳書の提出を入札条件とすることができる。

この場合、工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とし、また提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする。

(13) 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、建設業法第26の規定に基づく技術者を配置しなければならない。

なお、同条第3項に定める政令第27条に規定する額以上の工事を施工する場合は専任の技術者を配置しなければならない。

(14) 共同企業体が入札する場合には、入札書を構成員全員の連名で記載し押印すること。

なお、共同企業体の代表者名で入札する場合には、他の構成員全員からの委任状を入札書投函前に提出すること。

(15) 下記の による納税確認書等（発行日から起算して6ヶ月以内のものに限る）の提示がないと、当該入札等には参加できません。

県内に本店を有する事業者

・すべての県税〔納税確認書〕＝所管県税事務所発行（無料）

・消費税及び地方消費税〔納税証明書その3未納税額のないこと用〕＝所管税務署発行（有料）

県外に本店を有する事業者

・すべての県税〔納税確認書〕＝所管県税事務所発行（無料） 県内に営業所を有する場合のみ

・消費税及び地方消費税〔納税証明書その3未納税額のないこと用〕＝所管税務署発行（有料） 本社分について

(16) 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額の契約で、次のいずれかに該当する場合は、建設業法上の専任技術者のほか、主任技術者としての資格を有する専任の技術者1名を追加して工事現場に配置しなければなりません。

ア 工事の内容が土木一式工事、ほ装工事、又はとび・土木・コンクリート工事のいずれかの工事において、当該工事に対応する格付対象工事成績が75点未満の者。

イ この工事と同一年度内の県発注工事のうち、三重県低入札価格調査実施要領第3条まで定める調査基準価格に満たない額の契約が他の1件以上ある者。

(17) 建設工事で専任を要する場合の主任技術者又は監理技術者について、次の基準日以前の3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があるものを配置すること。

施行番号

公募による入札で事前に配置技術者の提出を求める場合は入札申込受付の最終日
公募による入札で事前に配置技術者の提出を求めないもの及び公募によらない入札等の場合は契約日

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

- 7 入札をした者は、入札後において、この入札条件及び仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

工事等落札確認書

1 工 事 名

2 履 行 場 所 (自)

(至)

3 契 約 予 定 年 月 日 年 月 日

4 履 行 期 限 年 月 日

5 入 札 年 月 日 平成 年 月 日

6 落 札 業 者 名

7 契 約 金 額

8 発 注 者

上記のとおり落札決定したことを確認します。

年 月 日

印

施行番号

決 裁 区 分

分類番号		保存期間	永久 10 5 2 2未	文書番号 第 _____ 号
起 案	年 月 日	校 合	公 印	発送部数 _____ 部
決 裁	年 月 日			
文書の日付	年 月 日	県公報 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日定例 第 _____ 号 登 載 (増 刷 _____ 部) 号 外		
処 理 期 限	年 月 日			
起 案 者	課 (電話 _____)	係 (_____)	取 扱 区 分	通常 書留 配達証明 内容証明 電報 速達 配達記録 ファクシミリ 電子メール その他 (_____)
あ て 先	経 由		発信者名	知事 副知事 知事公室長 部長 事務局長 課長 公印 (要 ・ 不要)
標 題				
決 裁				
合 議				
このことについて、別冊設計書、仕様書及び図面に基づき、下記のとおり 記				
1	年度	第	分	号
5	工期 着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日 完成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
2	6 契約保証金 (免除 O R _____) (100分の10以上 (¥ _____))			
3	施行場所		7 前払金 三重県会計規則第48条の定めるところによる。	
		地内		
4 契約金額 (うち取引に係る消費税額 及び地方消費税額) (年度割額) [[] の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。]				

施行番号

三 重 県

工事変更契約協議書

第82 - 号
年 月 日

様

長

貴殿請負契約に係る工事について、別冊仕様書及び図面により次のとおり変更いたしたいので協議
します。

なお、協議内容について異議のないときは、早急に変更契約書又は変更請書を提出して下さい。

施 年	行 度	年 度	工 事 名	
工 番	事 号	第 分 号	工 場 所	地 内
<p>設計変更による</p> <p style="text-align: center;">請負代金額の 額</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>うち取引に係る消費税額 及び地方消費税額</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p style="text-align: center;">[() の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。]</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>変更後の請負代金額 年度割額</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div>				
<p>設計変更による</p> <p style="text-align: center;">工 期</p> <p style="text-align: center;">(変更後の完成予定期限 年 月 日)</p>				

施行番号

第10号様式

受 令						監 督 員
<h2 style="margin: 0;">工 事 監 督 命 令 書</h2>						
年 月 日						
様						
長						
次の工事について、別冊仕様書及び図面にに基づき監督することを命ずる。						
施 行 年 度	年 度	工 事 名				
工 事 番 号	年 度 第 分 号	工 事 場 所	地 内			
工 期	着 手	年 月 日	完 成	年 月 日		
延 長 日 数			完 成 予 定	年 月 日		
請 負 代 金 額		円				
		内 { 落札率を乗じた 価 格 円 消費税及び地方消費税 相当額(民積) 円				
請 負 者	TEL					
備 考						

施行番号

監督員選任通知書

号

平成 年 月 日

様

長 印

次の工事について下記のとおり監督員が選任されたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 履行場所 (自)
(至)
- 4 工期 着手
完成
- 5 監督員 統括監督員
職名
氏名
統括監督員
職名
氏名
主任監督員
職名
氏名
選任監督員
職名
氏名
選任監督員
職名
氏名

施行番号

監督員変更通知書

号

平成 年 月 日

様

長 印

次の工事について下記のとおり監督員が変更されたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 履行場所 (自)
(至)
- 4 工期 着手
完成
- 5 監督員 統括監督員
職名
氏名
統括監督員
職名
氏名
主任監督員
職名
氏名
選任監督員
職名
氏名
選任監督員
職名
氏名

施行番号

第12号様式

起 案	年 月 日	分類記号	保存期間	決 裁 区 分		
決 裁	年 月 日		年			
第 号		年 月 日		長		
工事施行 決定 通知書	日 付	文 書 番 号	発送年月日	校 合	公 印	発送済印
起案課及び起案者						
決 裁						
標 題						
施 行 年 度	年 度	工 事 名				
工 事 番 号	第 年度 分 号	工 事 場 所	地内			
請 負 代 金 額	円(うち消費税及び地方消費税額					円)
契 約 年 月 日	年	月	日			
工 期	着 手 完 成	年	月	日		
契 約 者						
監 督 員 職 氏 名						
現 在 の 出 来 形	%					
工 事 の 状 況 及 び 中 止 の 理 由 (再 開 の 理 由)						

施行番号

第12号の2様式

分類記号				保存期間	決裁区分	取扱区分	発送済印
起案	年	月	日	年			
決裁	年	月	日				
文書の日付	年	月	日				
起案者					校合	公印	
決裁							
標題							
施行年度	年度	工事名					
工事番号	年度 第 分 号	工事場所	地内				
請負代金額	円(うち消費税及び地方消費税額 円)						
契約年月日	年	月	日				
工期	着手 完成	年	月	日			
契約者							
監督員職氏名							
現在の出来形	%						
工事の状況及び 中止の理由 (再開の理由)							

施行番号

第13号様式

起 案	年 月 日	分類記号	保存期間	決 裁 区 分		
決 裁	年 月 日		年			
第 号		長				
年 月 日						
工事施行 決定 通知書	日 付	文 書 番 号	発送年月日	浄 書	校 合	発送済印
起案課及び起案者						
決 裁						
標 題	工 期 伺					
施 行 年 度	年 度	工 事 名				
工 事 番 号	年 度 第 分 号	工 事 場 所	地内			
請 負 代 金 額	円(うち消費税及び地方消費税額 円)					
契 約 年 月 日	年 月 日					
現 在 の 工 期	着 手 年 月 日 完 成 年 月 日					
契 約 者						
監 督 員 職 氏 名						
現 在 の 出 来 形	%					
契 約 期 間 前 の 履 行 期 限 に お け る 出 来 形 見 込						
の 期 間	日 間	年	月	日	日	日 か ら 日 まで
契 約 期 間 の 理 由						

施行番号

第13号の2様式

分類記号		保存期間	決裁区分	取扱区分	発送済印
起案	年 月 日	年			
決裁	年 月 日				
文書の日付	年 月 日				
起案者			校 合	公 印	
決 裁					
標 題	工 期 伺				
施行年度	年度	工 事 名			
工事番号	年度 第 分 号	工事場所	地内		
請 負 代 金 額	円(うち消費税及び地方消費税額 円)				
契 約 年 月 日	年	月	日		
現 在 の 工 期	着 手 完 成	年	月	日	
契 約 者					
監 督 員 職 氏 名					
現 在 の 出 来 形	%				
契約期間 前の履行 期限における出来形見込					
の 期 間	日 間	年	月	日から	日まで
契 約 期 間 理	の 由				

施行番号

工事施行期限延長報告

第 号
年 月 日

三重県知事 様

下記のとおり工事施行期限を延長したから報告します。

記

- | | | | | | |
|----------|----|------|----|----|---|
| 1. 工事番号 | 年度 | 第 | 号 | | |
| 2. 工事名 | | | | | |
| 3. 工事場所 | 郡 | 町 | 大字 | 地内 | |
| | 市 | 村 | | | |
| 4. 請負代金額 | ¥ | | | | |
| 5. 請負者 | | | | | |
| 6. 工期 | 着手 | 年 | 月 | 日 | |
| | 完成 | 年 | 月 | 日 | |
| 7. 延長日数 | 日間 | 完成予定 | 年 | 月 | 日 |
| 8. 延長理由 | | | | | |

年 月 日

三重県知事 様

請負者

損害金納付承諾書

1. 工事番号	年度	第	号	
2. 工事名				
3. 工事場所	郡	町	大字	地内
	市	村		
4. 工期	着手	年	月	日
	完成	年	月	日

上記工事について、下記のとおり相違なく損害金を納付します。

記

1. 着手年月日	年	月	日
2. 完成予定月日	年	月	日
3. 遅延した残工事の請負代金相当額	¥		
4. 遅延日数	日		
5. 遅延利息	¥		

第16号様式

起 案	年 月 日	分類記号	保存期間	保存区分	決 裁 区 分
決 裁	年 月 日			通 常 手 元	
第 号 年 月 日		所 長			
工事施行 決 定 通 知 書	日 付	文 書 番 号	発送年月日	起案課及び起案者	
標 題	工 事 代 替 履 行 請 求 伺				
施 行 年 度	年 度	工 事 名			
工 事 番 号	年 度 第 号	工 事 場 所	郡 市	町 村	大 字 地 内
請 負 代 金 額			代替履行請求する理由		
契 約 年 月 日	年 月 日				
工 期	着 手 年 月 日 完 成 年 月 日				
請 負 者					
保 証 人 (証 券 番 号)	()				
監 督 員 氏 名					
現 在 の 出 来 形	% 金額 円				

施行番号

第16号様式の2

		分類記号	保存期間	保存区分	決 裁 区 分
起 案	年 月 日	起 案 者			
決 裁	年 月 日				
標 題	工 事 代 替 履 行 請 求 伺				
施 行 年 度	年 度	工 事 名			
工 事 番 号	年 度 第 号	工 事 場 所	郡 市	町 村	大 字 地 内
請 負 代 金 額			代替履行請求する理由		
契 約 年 月 日	年 月 日				
工 期	着 手 完 成	年 月 日			
請 負 者					
保 証 人 (証 券 番 号)	()				
監 督 員 氏 名					
現 在 の 出 来 形	% 金 額 円				

施行番号

第16号様式の3

起 案	年 月 日			分類記号	保存期間	保存区分	決 裁 区 分
決 裁	年 月 日					通 常 手 元	
第 号 年 月 日				所 長			
工事施行 決 定 通 知 書	日 付	文 書 番 号	発 送 年 月 日	起 案 課 及 び 起 案 者			
標 題	代 替 履 行 業 者 選 定 伺						
施 行 年 度	年 度	工 事 名					
工 事 番 号	第 年 度 号	工 事 場 所		郡 市	町 村	大 字	地 内
請負代金額				現在の出来形	% 金額 円		
契約年月日	年 月 日			請 負 者			
工 期	着 手 完 成	年 月 日 年 月 日		保 証 人 (証券番号)	()		
<p>(選定する代替履行业者)</p> <p>住所又は所在地</p> <p>商号及び名称</p> <p>代表者氏名</p>							

第16号様式の4

		分類記号	保存期間	保存区分	決 裁 区 分
				通 常 手 元	
起 案	年 月 日	起 案 者			
決 裁	年 月 日				
標 題	代 替 履 行 業 者 選 定 伺				
施 行 年 度	年 度	工 事 名			
工 事 番 号	第 年 度 号	工 事 場 所	郡 市	町 村	大字 地内
請負代金額			現在の出来形	% 金額 円	
契約年月日	年 月 日	請 負 者			
工 期	着 手 完 成	年 月 日 年 月 日	保 証 人 (証券番号)	()	
<p>(選定する代替履行業者)</p> <p>住所又は所在地</p> <p>商号及び名称</p> <p>代表者氏名</p>					

工事完成請求通知書

第 号
年 月 日

[前払金保証事業会社名] 様

三重県知事 印

貴社の前払金保証（ 年 月 日付け契約番号第 号）に係る請負者〔商号
又は名称 代表者氏名〕は、「工事完成請求の原因を記載のこと」と認められるので、下記の者に対し、
年 月 日付けをもって工事完成の請求をしたから、前払金保証約款第6条第1項及
び同付則第1条の規定に基づき通知する。

なお、貴社の前払金保証に係る該当工事の請負契約は、請負者がその責に帰すべき事由により債務
を履行しないときは、発注者が該当請負契約を解除できるもので、前払金保証約款付則第1条第2項
に規定する「発注者が工事完成保証人に完成請求しないで解除できる」契約に該当するものであること
を併せて通知する。

記

商号又は名称

住 所

代表者の氏名

第17号様式

起 案	年 月 日		分類記号	保存期間	保存区分	決 裁 区 分
決 裁	年 月 日				通 常 手 元	
第 号 年 月 日						印
工事施行 決 定 通 知 書	日 付	文 書 番 号	発送年月日	起案課及び起案者		
標 題	請 負 契 約 解 除 伺					
施 行 年 度	年 度	工 事 名				
工 事 番 号	年 度 第 号	工 事 場 所	郡 市	町 村	大 字	地 内
請負代金額			契約解除する理由			
契約年月日	年 月 日					
工 期	着 手 完 成	年 月 日 年 月 日				
請 負 者						
保 証 人 (証 券 番 号)	()					
監 督 員 氏 名						
契約解除後の残工事に対する措置						

第17号様式の2

		分類記号	保存期間	保存区分	決 裁 区 分
				通 常 手 元	
起 案	年 月 日	起 案 者			
決 裁	年 月 日				
標 題	請 負 契 約 解 除 伺				
施 行 年 度	年 度	工 事 名			
工 事 番 号	年 度 第 号	工 事 場 所	郡 市	町 村	大 字 地 内
請負代金額			現在の出来形	% 金額 円	
契約年月日	年 月 日	契約解除する理由			
工 期	着 手 完 成 年 月 日				
請 負 者					
保 証 人 (証券番号)	()				
監 督 員 氏 名					
契約解除後の残工事に対する措置					

請負契約解除通知書

第 号
年 月 日

[前払金保証事業会社名] 様

三重県知事 印

貴社の前払金保証（ 年 月 日付け契約番号第 号）に係る請負者〔商号
又は名称 代表者氏名〕は、建設工事請負契約書の条項第 条第 項第 号に該当したと認め
られるので、別紙のとおり 年 月 日付けをもって請負契約を解除したから、前払金
保証約款第6条第1項の規定に基づき通知する。

[注] 請負者に対する請負契約解除通知書の写しを添付すること。

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

工事請負契約解除に伴う精算について

年 月 日付け 第 号で、契約の解除を行った
年度 第 号 工事
(郡 町 地内) について精算したところ、下記のとおりですか
市 村
ら、 円については、別に発行する納入通知書により指定期限までに納
付してください。

記

1. 請負代金額 ￥
2. 契約による完成期限
3. 契約解除に伴う既成部分に対する金額
4. 違 約 金
5. 検査年月日

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

工事請負契約解除に伴う前払保証金の請求について

年 月 日契約解除の通知をした下記工事について、別紙保証金計算書のとおり保証金を請求します。

記

1. 請求金額 ￥
2. 工事番号 年度 第 号
3. 工事名
4. 工事場所 郡 町 大字 地内
市 村
5. 工期
6. 請負代金額 ￥
7. 請 負 人

- 添付書類
1. 保証金納入告知書
 2. 保証証書
 3. 工事出来高検査調書(写)
 4. 保証金計算書

保証金（保険金）請求書

第 号
年 月 日

[金融機関又は保険会社名] 様

三重県知事 印

請負者 [商号又は名称 代表者氏名] と締結した工事請負契約 [工事名] を解除しましたので、
下記金額の支払いを請求します。なお、支払方法については、別途発行する納入通知書により納入
してください。

記

請 求 金 額 円

証券番号 ()

[注]・証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

- ・請負契約解除通知書の写しを添付すること。
- ・土木設計業務等委託契約の場合については、この様式に準じて作成のこと。

請負契約解除通知書

第 号
年 月 日

保証人 様

三重県知事 印

貴社の契約保証（ 年 月 日付け契約番号第 号）に係る請負者〔商号又は名称 代表者氏名〕は、建設工事請負契約書の条項第 条第 項第 号に該当したと認められるので、別紙のとおり 年 月 日付けをもって請負契約を解除したから、通知する。

[注] 請負者に対する請負契約解除通知書の写しを添付すること。

副 申 書

第 号
年 月 日

様

部 長 印

下記工事について 提出されたので副申します。

工 事 番 号	年度 第 号
工 事 名	
工 事 場 所	郡 町 大字 地内 市 村
請 負 者	
副 申 事 項	

工事整理簿

施行番号 _____

工事番号	年度 第 分 号			執行方法				設計書決裁		指名決裁	
施行年度	工事名				入札日		回数	回	請負者		
繰越繰延					予定価格			円			
債務施越	施行場所				制限価格			円	保証人		

支出科目	事業目	細目	細々目	種別	節	工期変更履歴	変更内容	変更年月日	着工日(中止期間、再開期日)	完成予定日	工事日数	
							完成日	年 月 日				

設計	設計年月日	設計金額	契約	契約年月日	契約金額	支	支払年月日	摘要	支払金額	支払累計			
	年割額			年割額			払						
	予算指定	種別 施行年度		設計年割額	予算指定							種別 施行年度	契約年割額
	費目内訳			約	費目内訳		査	査	検査種別/検査日	検査員職氏名	監督員	所属 指名	
	費目	費目別設計額			費目								費目別設計額
	当初			変更			備考						
工事概要													

工事整理簿の(2)

施行番号 _____

工事番号	年度 第 分 号			支出科目	事業目 細々種 目節
施行年度	工事名				
繰越繰延					
債務繰越	施行場所				

上から 当初設計額, 変更設計額, 当初契約額, 変更契約額									
設 計 額 ・ 契 約 額	費 目	全 体 額	年度 年度執行	年度 年度執行	年度 年度執行	年度 年度執行	年度 年度執行	年度 年度執行	
		合 計							
備 考									